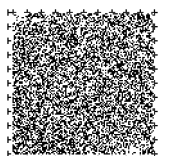
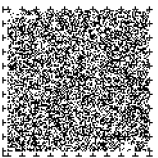


第3章 障害者保健福祉ひの6か年プラン(障害者計画)





第3章 障害者保健福祉ひの6か年プラン（障害者計画）

1 目指すべき姿

『ともに生きるまち 日野』

～一人ひとりがかけがえのない存在として認め合える地域の実現～

すべての障害のある人が、障害がない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。そのため、市では、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域「ともに生きるまち 日野」の実現を目指すべき姿として定めます。

2 基本理念

○お互いを尊重するまち

互いの人権と権利を尊重し、支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します

○生涯にわたって支援を行うまち

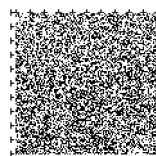
障害のある市民を生涯にわたって支援する仕組みをつくりま

す

○みんなで支えるまち

行政、事業者、地域等が協働し、障害のある市民を支える仕組みをつくりま

す



3 5つの基本目標

基本目標1 認め合い暮らす

差別解消の取組みの推進と権利を守るための仕組みの充実を図ります

基本目標2 安心・安全に暮らす

地域で生活するための環境を整えます

基本目標3 生きる力を学ぶ

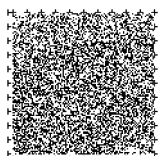
福祉・教育・家庭が一体となり、障害のある子どもへの切れ目のない支援を推進します

基本目標4 地域で活躍する

「働き」を通して、自分も地域も生き生きできる支援を推進します

基本目標5 つながり・支える

障害のある人を支えるネットワークの構築を図ります



4 施策の体系

目指すべき姿

基本理念

基本目標

施策の項目

目指すべき姿
「ともに生きるまち 日野」
一人ひとりがかけがえのない存在として認め合える地域の実現

【お互いを尊重するまち】
互いの人権と権利を尊重し、支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します

【生涯にわたって支援を行うまち】
障害のある市民を生涯にわたって支援する仕組みをつくります

【みんなで支えるまち】
行政、事業者、地域等が協働し、障害のある市民を支える仕組みをつくり

<基本目標 1>

『認め合い暮らす』

(差別解消の取組みの推進と権利を守るための仕組みの充実を図ります)

- 1 差別の解消と権利擁護の推進を行う
- 2 情報保障を推進する
- 3 様々な活動を通して障害理解を浸透させる

<基本目標 2>

『安心・安全に暮らす』

(地域で生活するための環境を整えます)

- 1 安心して暮らせるまちづくりを推進する
- 2 災害に備える体制を構築する
- 3 障害のある人を支える家族を支援する

<基本目標 3>

『生きる力を学ぶ』

(福祉・教育・家庭が一体となり、障害のある子どもへの切れ目のない支援を推進します)

- 1 子どもの成長を支援する
- 2 福祉と教育が一体となり切れ目のない支援をする
- 3 障害のある人の子育てを支援する

<基本目標 4>

『地域で活躍する』

(「働き」を通して、自分も地域も生き生きできる支援を推進します)

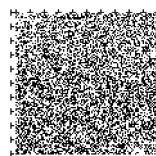
- 1 地域とつながり支え合う場をつくる
- 2 就労に向けた支援体制を充実する
- 3 仕事を通して地域貢献できる仕組みをつくる
- 4 障害者優先調達を推進する

<基本目標 5>

『つながり・支える』

(障害のある人を支えるネットワークの構築を図ります)

- 1 切れ目のない相談支援を充実する
- 2 福祉人材を育成し、定着を支援する
- 3 社会復帰等に向けた取組みを推進する
- 4 地域生活への移行を支援する



基本目標 1 『認め合い暮らし』

差別解消の取組みの推進と権利を守るための仕組みの充実を図ります

基本目標 1 『認め合い暮らし』の実現に向けた指標

指 標	平成28年度	平成35年度
障害者差別解消法の認知度について 一般市民が「不当な差別的取扱い禁止」について知っている割合	35.3%	70%
障害理解について 障害のある人に関する情報が伝わっていると考える一般市民の割合	10.9%	25%
権利を守ることに 成年後見制度を知っている障害のある人の割合	47.3%	70%
意思疎通支援について 知的障害・高次脳機能障害のある人等への意思疎通支援事業	未実施	実施

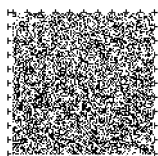
施策項目 1 差別の解消と権利擁護の推進を行う

施策 1 障害を理由とする差別の解消の推進 **〔重点施策〕**

障害のある人や子どもが差別されることなく、障害のない人と等しく、あらゆる活動分野において、生き生きと活動でき、充実した地域生活や社会生活を送ることができるよう障害者差別解消の取組みを推進します。

施策に関する取組み（事業）

- ・ 【新】障害者差別解消支援地域協議会設置・運営
- ・ 【新】障害者の市政参画支援
- ・ 【継】（仮称）日野市障害者差別解消推進条例の制定
- ・ 【継】障害理解促進・啓発事業



施策２ 虐待の防止

障害のある人や子どもの尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待の予防と早期発見の取組みを行います。また、虐待を身近な問題として捉え、社会全体で見守ることができるよう啓発を行っていきます。

施策に関する取組み（事業）

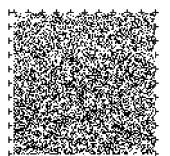
- ・ 【継】虐待防止センターの周知と体制強化
- ・ 【継】地域自立支援協議会相談支援部会の運営
- ・ 【継】児童虐待への対応・防止の啓発
- ・ 【継】日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会（要保護児童対策地域協議会）の運営

施策３ 権利擁護制度の周知と利用促進

知的障害や精神障害のある人が様々なサービスや支援を受け、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、本人の意思決定等を尊重しつつ、権利擁護の体制の充実を図ります。

施策に関する取組み（事業）

- ・ 【新】市民後見人の養成と活用
- ・ 【新】成年後見制度利用促進事業
- ・ 【継】成年後見制度普及・啓発事業
- ・ 【継】地域自立支援協議会相談支援部会の運営（再掲）



施策項目2 情報保障を推進する

施策1 情報アクセシビリティの向上に向けて検討して取り組む

障害のある人や子どもが日常生活や社会生活を送るうえで、必要な行政情報・生活情報等を確実に得ることができるよう検討し、できることから速やかに取り組んでいきます。

施策に関する取り組み（事業）

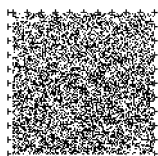
- ・ 【新】個々の障害状況に合わせた情報提供のあり方を検討して取り組む
- ・ 【継】行政文書の音声コード添付の促進
- ・ 【継】市ホームページ基盤整備
- ・ 【継】点字・音声による広報・議会だよりの発行
- ・ 【継】文書の点訳、点字・拡大図書の作成・貸出、対面朗読、本の宅配

施策2 意思疎通支援の推進（情報バリアの解消）

聴覚障害、音声言語障害のある人が様々な活動に参加できるよう意思疎通支援を行います。また、知的障害、高次脳機能障害のある人等の意思疎通を支援する仕組みの検討を行い実施します。

施策に関する取り組み（事業）

- ・ 【新】知的障害・高次脳機能障害のある人等の意思疎通支援検討・実施
- ・ 【新】手話ができる職員の養成
- ・ 【継】手話通訳者・要約筆記者の派遣・手話通訳者の本庁舎設置
- ・ 【継】意思疎通支援者（手話通訳者・音訳者）の育成



施策項目3 様々な活動を通して障害理解を浸透させる

施策1 文化・スポーツ活動への参加機会の拡充

障害のある人や子どもが、障害のない人とともに文化芸術活動やスポーツ活動に参加できる機会を拡充します。

施策に関する取組み（事業）

- ・【新】障害者週間等を活用した作品展・市民文化祭への参加支援
- ・【継】障害理解促進・啓発事業（再掲）
- ・【継】障害者スポーツの紹介
- ・【継】ニュースポーツの普及・みんなと一緒の運動会

施策2 障害のある人の文化活動・スポーツ活動・遊びの場の充実

障害のある人や子どもが、文化活動や、スポーツ活動その他の活動を行うことができる場及び遊び場を拡充します。

施策に関する取組み（事業）

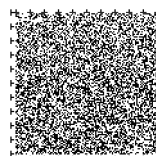
- ・【継】障害者青年・成人学級、少年学級の充実
- ・【継】障害者訪問学級
- ・【継】障害者施設スポーツ指導
- ・【継】放課後子ども教室における障害のある子どもの受け入れ

施策3 地域住民と一緒に活動できる機会を増やす

市民の障害理解を深め、障害のある人や子どもが地域で支えられ、地域生活を送れるような仕掛けについて検討し実施します。また、障害のある人が自立した地域生活を営むことができるよう、自発的な活動の支援に取り組みます。

施策に関する取組み（事業）

- ・【新】障害者支援施設等地域交流
- ・【新】自発的活動支援事業



基本目標２『安心・安全に暮らす』

地域で生活するための環境を整えます

基本目標２『安全・安心に暮らす』の実現に向けた指標

指 標	平成28年度	平成35年度
災害時に備える体制について 災害時の避難する場所を知っている人の割合	64.8%	100%
避難行動要支援者名簿への登載者の割合	59%	65%
指定避難所や福祉避難所の受け入れ態勢の整備（思いやりスペース・福祉避難所マニュアル）	一部整備	整備
グループホーム設置促進について 市内グループホーム数	36か所	46か所
医療機関等との支援体制の整備について （仮称）医療相談支援専門員の配置	未配置	1人配置

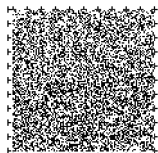
施策項目１ 安心して暮らせるまちづくりを推進する

施策１ 外出しやすいまちづくり

障害のあるなしに関わらず、誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら生きることができるよう、ハード・ソフト・ハートが連携する仕掛けを充実し、生活環境の改善を進めます。

施策に関する取組み（事業）

- ・ 【継】ユニバーサルデザインまちづくり推進計画の推進
- ・ 【継】障害理解促進・啓発事業（再掲）
- ・ 【継】放置自転車対策の推進
- ・ 【継】外出支援等サービスの充実



施策2 多様な「住まいの場」の充実

住み慣れた地域で安心して自分らしく生活ができるよう、多様なグループホームの整備を促進し、グループホームの質の向上に向けた取組みについても検討し実施します。保証人がいない等の理由で賃貸住宅等への入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等を支援する仕組みについて検討します。

施策に関する取組み（事業）

- ・【新】住宅相談事業・居住サポート事業の検討
- ・【新】居住支援協議会による住宅確保要配慮者への支援
- ・【新】グループホーム事業者連絡会の運営
- ・【継】多様なグループホーム設置支援

施策3 医療機関等との支援体制を整える

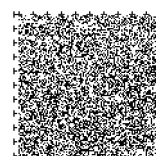
医療技術の進歩を背景として、医療的ケアの必要な障害のある子どもが増えています。身近な地域で、医療機関、療育・子育て支援機関、教育機関等と連携し、障害の子どもがいる家庭を支援します。また、それらの関係機関の支援を調整する体制について検討します。

施策に関する取組み（事業）

- ・【新】（仮称）医療的ケア児等支援協議会設置
- ・【新】（仮称）医療相談支援専門員の配置
- ・【新】施設職員等の医療的ケアの向上のための取組み支援
- ・【継】障害者医療的相談
- ・【継】障害者（児）福祉ガイドブックの充実

施策4 生活に必要なサービス・支援体制の充実

障害のある人や子どもが、自分らしく日常生活や社会生活を送ることができるよう障害福祉サービス、児童発達支援事業等の整備の促進と相談事業等の充実を図ります。



施策に関する取組み（事業）

- ・【継】地域生活支援事業の充実・一時保護事業
- ・【継】障害福祉サービス、障害児通所支援等の確保
- ・【継】相談支援事業

施策項目２ 災害に備える体制を構築する

施策１ 災害時の体制づくり **〔重点施策〕**

台風や豪雨による水害や土砂災害及び地震等の自然災害について、障害のある人を含めた協議により対策の検討を行い、災害が起きた際に速やかに対応できる体制を構築します。

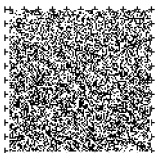
施策に関する取組み（事業）

- ・【新】（仮称）災害時支援協議会の開催
- ・【新】福祉避難所の対応マニュアルの整備
- ・【新】指定避難所の受け入れ態勢の充実
- ・【継】家具転倒防止対策
- ・【継】避難行動要支援者支援体制の拡充
- ・【継】避難行動要支援者名簿の活用
- ・【継】在宅人工呼吸器使用者災害時支援

施策項目３ 障害のある人を支える家族を支援する

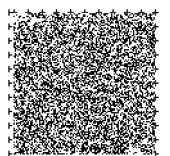
施策１ 家族のリフレッシュや緊急時の支援の充実

障害のある人の介護は、母親等家族が行っています。特に重度の肢体不自由、知的障害、重症心身障害のある人等を介護する人の心身の負担は大きいものとなっています。障害のある人の家族も仕事や余暇活動等、自分らしい生活ができるよう支援する仕組みを充実します。



施策に関する取組み（事業）

- ・ 【継】重症心身障害者（児）レスパイト事業
- ・ 【継】日中一時支援事業
- ・ 【継】一時保護事業（施設・在宅）



基本目標3『生きる力を学ぶ』

福祉・教育・家庭が一体となり、障害のある子どもへの切れ目のない支援を推進します

基本目標3『生きる力を学ぶ』の実現に向けた指標

指 標	平成28年度	平成35年度
切れ目のない支援について 個別の支援計画（かしのきシート）数	960件	「エール」発達・教育支援センターの利用者全数
相談や支援を利用した実人数	1,300人	2,200人

施策項目1 子どもの成長を支援する

施策1 発達の遅れや偏りのある子どもへの早期支援

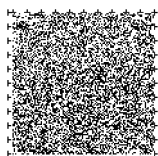
発達の遅れや偏りのある子どもの早期発見と、乳幼児期に通う保育園や幼稚園の保育現場において、適切に対応ができるよう支援を行います。また、保護者からの相談体制の拡充に努めます。

施策に関する取組み（事業）

- ・【新】児童発達支援センター機能の整備に向けた検討
- ・【継】乳幼児健康診査体制の充実
- ・【継】巡回相談事業・保育所等訪問支援事業の充実
- ・【継】相談支援事業

施策2 障害のある子どもの青年期へ向けた支援

障害のある子どもの学齢期から青年期に必要な生活能力などの向上に向け、福祉サービスなどの支援を行います。



施策に関する取組み（事業）

- ・ 【継】 放課後等デイサービスの充実
- ・ 【継】 専門指導事業

施策項目2 福祉と教育が一体となり、切れ目のない支援を推進する

施策1 「エール」発達・教育支援センターを中心とした発達支援と教育支援の推進 **[重点施策]**

障害のある子どもの学齢期における適切な発達支援と教育支援を行い、小学校、中学校、高等学校等へのステージの切替わりに際して切れ目のない支援を行います。

施策に関する取組み（事業）

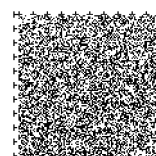
- ・ 【継】 個別の支援計画（かしのきシート）活用支援
- ・ 【継】 特別支援教育の推進
- ・ 【継】 発達・教育支援センター機能の充実

施策2 子どもの共育の場の拡充

障害のある子どもとない子どもが、お互いを理解し共生社会の基礎となるともに育み、ともに学ぶ場の拡充を行います。

施策に関する取組み（事業）

- ・ 【継】 保育園・幼稚園・学童クラブの受け入れ態勢の充実
- ・ 【継】 副籍制度・交流・共同学習の推進



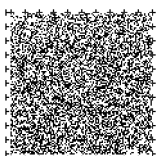
施策項目3 障害のある人の子育てを支援する

施策1 障害のある人の子育てを支援する

親自身に障害がある場合、出産や子育てに際し、早期から関係機関が連携した支援体制による支援を行います。

施策に関する取組み（事業）

- ・【継】個別相談の充実
- ・【継】相談支援事業（再掲）
- ・【継】障害福祉サービス等利用支援
- ・【継】身体・知的障害者相談員体制、ピアサポート体制の充実



基本目標4『地域で活躍する』

「働き」を通して、自分も地域も生き生きできる支援を推進します

基本目標4『地域で活躍する』の実現に向けた指標

指 標	平成28年度	平成35年度
就労に向けた取組みの推進について 生活・就労支援事業「くらしごと」・福祉施設 から一般就労した人数	57人	75人
生活・就労支援事業「くらしごと」生活・相 談件数	11,904件	14,000件
活躍できる場の構築について 共生型の事業拠点整備	0か所	1か所

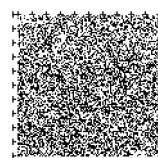
施策項目1 地域とつながり支え合う場をつくる

施策1 コミュニティの中で活躍できる場づくり

障害のある人も地域コミュニティで自らの役割をもち、活躍できる場の検討を行います。

施策に関する取組み（事業）

- ・【新】共生型事業拠点整備の検討
- ・【継】地域自立支援協議会 就労支援部会の運営



施策項目2 就労に向けた支援体制を充実する

施策1 一人ひとりの「しごと」と「暮らし」を一体的に支える 〔重点施策〕

障害のある人は、それぞれの障害特性と関わりながら暮らしています。生活の安定を図りつつ就労が継続できるよう支援体制の充実を図ります。

施策に関する取組み（事業）

- ・ 【新】地域企業への理解促進と業務のアウトソーシング
- ・ 【継】庁内業務委託事業の充実
- ・ 【継】障害者生活・就労支援事業の充実
- ・ 【継】障害者雇用促進事業の継続

施策2 就労へのチャレンジ支援

一般企業等へ就労を希望する障害のある人には、自分が望む仕事へ就けるよう多様な就労体験などができる場の拡充を行います。また、関係機関のネットワークを整え、就労支援を行います。

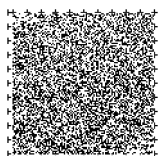
施策に関する取組み（事業）

- ・ 【継】チャレンジ支援事業「とれ・わーく」
- ・ 【継】地域自立支援協議会 就労支援部会（再掲）
- ・ 【継】障害者就労フェスタの実施

施策項目3 仕事を通して地域貢献できる仕組みをつくる

施策1 地域の活性化につながる仕事を通じた社会貢献

市内企業等や市民ニーズに応えるよう、商品開発、生産、販売を通して障害のある人の工賃アップと社会貢献が行えるよう支援を行います。



施策に関する取組み（事業）

- ・ 【継】 日野わーく・わーくの充実

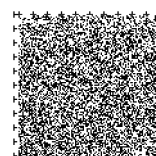
施策項目4 障害者優先調達を推進する

施策1 障害者優先調達の推進

障害者優先調達推進法に基づいて、障害者就労施設からの調達を拡充します。

施策に関する取組み（事業）

- ・ 【継】 障害者優先調達の普及・啓発
- ・ 【継】 障害者優先調達の推進



基本目標5『つながり・支える』

障害のある人を支えるネットワークの構築を図ります

基本目標5『つながり・支える』の実現に向けた指標

指 標	平成28年度	平成35年度
ワンストップ型相談体制の構築について 基幹相談支援センターの整備	未整備	整備
相談支援の充実 将来のことについて不安を感じている人の割合	65.0%	50%
人材の確保について 市内障害者支援施設などで職場体験等を行った児童・生徒	〔平成30年度〕 実績数	10%増

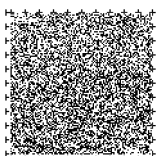
施策項目1 切れ目のない相談支援を充実する

施策1 関係機関のネットワークによる個別支援の推進

一人ひとりのこれまでの学びや育ちの状況、就労状況、生活の状況等を踏まえて、障害のある人が必要とするサービスの充足、自分らしい生き方、社会参加、文化活動等を具体化できるよう、様々な分野が連携し切れ目のない支援ができる体制を構築します。

施策に関する取組み（事業）

- ・ 【継】 相談支援事業の拡充
- ・ 【継】 個別の支援計画（かしのきシート）活用支援（再掲）



施策2 初期相談からワンストップ型の相談支援ができる体制づくり

〔重要施策〕

保護者や本人の高齢化、障害の重度化、孤立化等により多くの問題を抱えた家庭が増えています。身近な地域の相談につながり、早期に支援できるよう相談支援機関が障害のある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、コーディネートできるよう、ワンストップ型の相談支援体制を構築します。

また、地域包括ケアシステムの実施に向けて、関係機関による地域包括ケア会議の設置を進めます。

施策に関する取組み（事業）

- ・ 【新】基幹相談支援センター設置の検討
- ・ 【新】精神障害者にも対応する地域包括ケアシステムの検討・構築
- ・ 【継】情報の収集と提供
- ・ 【継】地域自立支援協議会相談支援部会の機能強化

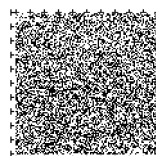
施策項目2 福祉人材を育成し、定着を支援する

施策1 福祉人材の確保と育成

障害福祉サービス事業所等では、福祉人材の確保、定着が厳しい状況となっています。子どもの頃から福祉教育ができるよう体制の整備を行います。また、人材の定着や質の向上を図るための支援の検討を行い実施します。

施策に関する取組み（事業）

- ・ 【新】施設職員のスキルアップ支援
- ・ 【新】福祉・介護人材確保事業・啓発事業
- ・ 【継】児童・生徒の職場学習の充実
- ・ 【継】学生・社会人の実習・体験の充実



施策項目3 社会復帰等に向けた取組みを推進する

施策1 心の健康づくり

未治療や医療中断等のため、地域社会での生活に困難をきたしている精神障害のある人に対し、地域生活への定着を促進するための体制強化及び医療機関との連携による支援を行います。

施策に関する取組み（事業）

- ・【新】専門職の増員による支援体制の強化
- ・【新】アウトリーチ支援事業
- ・【継】精神障害者デイサービス事業

施策項目4 地域生活への移行を支援する

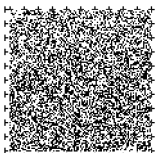
施策1 地域生活移行等への支援

入所施設や精神科病院等から地域生活を希望する人に対して、本人の意思を尊重した地域生活が送れるよう地域移行支援を行います。

また、親の高齢化等に伴って障害のある人の親からの自立に係る相談や自立に向けた体験ができる体制づくりを行い、地域の中で生活が続けられるように支援します。

施策に関する取組み（事業）

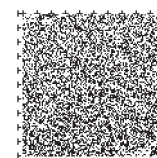
- ・【新】地域生活拠点の検討
- ・【新】専門職による地域移行に向けたコーディネート
- ・【継】地域移行支援のための相談支援



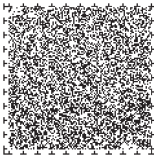
施策と事業一覧

○新規事業 ●継続事業

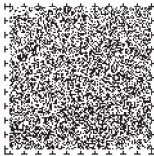
基本目標		施策項目	施策	事業	事業内容
1 					



基本目標		施策項目	施策	事業	事業内容
		3地域住民と一緒に活動できる機会を増やす		29●放課後子ども教室における障害のある子どもの受け入れ	放課後子ども教室（ひのっち）は、地域の方々の協力を得て、小学生が楽しく放課後を過ごせる、自由参加の居場所の一つとして引き続き受け入れを行います。
				30○障害者支援施設等地域交流	市内にある障害者支援施設等と地域の住民が交流が活発に行われるよう施設のイベントなどの紹介を行います。
				31○自発的活動支援事業	障害者のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。
2安心・安全に暮らす	1安心して暮らせるまちづくりを推進する	1外出しやすいまちづくり		32●ユニバーサルデザインまちづくり推進計画の推進	市民の誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら希望をもって生きられる社会を築くことを目的として制定された、日野市ユニバーサルデザイン推進条例に基づくユニバーサルデザインまちづくり推進計画を推進し、ハード、ソフト、ハートが連携する仕掛けを充実します。
				33●障害理解促進・啓発事業（再掲）	障害のある人が障害のない人と等しく日常生活及び社会生活を送ることができるよう、市民及び事業者の障害理解を深める啓発や講演会を実施します。事業を通して、地域に働きかけ、共生社会の実現を目指します。
				34●放置自転車対策の推進	ユニバーサルデザインまちづくり推進計画に基づき放置自転車対策を推進します。また、歩行者、特に障害のある人や高齢者にとって安全な歩行の妨げとなる違法駐輪・放置自転車解消に関する広報・啓発活動を充実します。
				35●外出支援等サービスの充実	同行支援、行動援護等の障害のある人の外出を支援する障害福祉サービスを提供する事業者の確保に努めます。また、地域生活支援事業の移動支援事業については、事業者の確保に努めるとともに事業内容の見直し等も行います。
		2多様な「住まいの場」の充実		36○住宅相談事業・居住サポート事業の検討	賃貸契約による一般住宅への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行ったり、家主等への相談・助言を行う事業の実施に向けた検討を行います。
				37○居住支援協議会による住宅確保要配慮者への支援	民間賃貸住宅の家主、不動産業者の方々が、住宅確保要配慮者の入居を拒まず安心して貸してもらえるような支援の整備、住宅に困る方々が相談できる体制や環境づくりなどを進めています。
				38○グループホーム事業者連絡会の運営	事業者連絡会の開催し、グループホーム地域ネットワークを構築し、人材育成の支援やグループホーム相互及び関係機関との連携に向けた取組みを行います。
				39●多様なグループホーム設置支援	障害のある人が地域生活を継続できるよう多様なグループホームの設置を支援します。（例：医療的ケアを必要とする障害のある人が地域生活を継続できるグループホーム等）
		3医療機関等との支援体制を整える		40○（仮称）医療的ケア児等支援協議会設置	医療的ケアを必要とする児童が、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援をうけられるよう、保健所、病院等、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場として（仮称）医療的ケア児等支援協議会を設置し、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を目指します。
				41○（仮称）医療相談支援専門員の配置	医療的ケア児が必要とする多分野に及び支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる（仮称）医療相談支援専門員の適切な配置を行います。
				42○施設職員等の医療的ケアの向上のための取組み支援	東京都に対し、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の養成研修事業の拡充を強く求めています。また、事業所が医療的ケアの提供ができる職員を養成しようとする取組みに対する支援について検討し実施します。
				43●障害者医療的相談	在宅の重度心身障害者が安定した地域生活を送ることができるよう身近な地域で医療的なケアや相談を受けています。
		4生活に必要なサービス・支援体制の充実		44●障害者（児）福祉ガイドブックの作成	障害のある人が日常生活や社会生活を送るために必要なサービスをわかりやすく案内するガイドブックを作成します。
				45●地域生活支援事業の充実・一時保護事業	第5期日野市障害福祉計画に基づき地域生活支援事業の提供体制及びサービス量を確保し実施します。また、障害のある人が一時的に在宅での介護が困難となった時に一時的に保護する事業を継続して実施します。
				46●障害福祉サービス、障害児通所支援事業等の確保	第5期日野市障害福祉計画及び第1期日野市障害児福祉計画に基づき各サービスの提供体制及びサービス量を確保し実施します。
				47●相談支援事業	障害のある人及び子どもが地域生活を継続できるよう、福祉に関する様々な問題について、相談に応じ必要な情報提供及び助言、福祉サービスの利用支援等を行います。自立支援協議会等の検討を経て必要な相談支援事業の充実を図ります。
	2災害に備える体制を構築する	1【重点施策】災害時の体制づくり		48○（仮称）災害時支援協議会の開催	障害のある人等の災害時の避難に関することや防災に関すること等について、市、関係機関及び関係団体で協議するため開催します。
				49○福祉避難所の対応マニュアルの整備	災害時に福祉避難所が円滑に開設・運営できるようにマニュアルを整備します。
				50○指定避難所の受け入れ態勢の充実	障害のある人が災害時に指定避難所で過ごすために必要な配慮、思いやりスペースの設置など受け入れ態勢を充実します。
				51●家具転倒防止対策	器具を取り付けることが難しい障害のある人が居住する家屋にある筆筒、食器棚、本棚その他の家具を器具等により家屋の柱、壁等に固定し地震に備えます。
				52●避難行動要支援者支援体制の拡充	災害時に避難を必要とする方に対し、災害時お役立ちガイドを作成、配布をしています。また、自動音声電話による、視覚障害のある人や避難行動要支援者のうち浸水想定区域・急傾斜地崩壊危険箇所にお住まいの方に、台風接近による注意喚起情報（避難準備）を伝え、避難先、避難方法等の事前確認・確保など早めの避難準備を促します。
				53●避難行動要支援者名簿の活用	避難行動要支援者名簿の受取団体を増やし、日頃からの支援の活動に活用できるように、各自治会向けの説明会を継続して行います。
				54●在宅人工呼吸器使用者災害時支援	東京都が実施している本事業について、南多摩保健所と対象者の状況把握等の情報の共有・連携を図ります。
	3障害のある人を支える家族を支える	1家族のリフレッシュや緊急時の支援の充実		55●重症心身障害児（者）レスパイト事業	在宅の重症心身障害児（者）に対し、主治医からの指示書に基づき訪問看護師が自宅に出向き、一定時間介護者が行う医療的ケア等を代替えることにより、家族の休養等を図ります。
				56●日中一時支援事業	障害のある人の日中の活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
				57●一時保護事業（施設・在宅）	知的障害のある人及び医学的管理下において保護する必要のある在宅の心身障害者のある人（児）を介護している人が一時的に介護困難な状態になった場合、当該障害のある人（児）を一時的に保護できる体制を整えます。
				58○児童発達支援センター機能の整備に向けた検討	子どもの障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を強化し、地域における中核的な支援施設として、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図るため児童発達支援センター機能の整備に向けて検討を行います。



基本 目標	施策項目	施策	事業	事業内容
3 生きる力を学ぶ	1 子どもの成長を支援する	1 発達の遅れや偏りのある子どもへの早期支援	59 ● 乳幼児健康診査体制の充実	医師、保健師、栄養士、歯科衛生士など専門スタッフによる乳幼児健診（3-4か月児・産婦健康診査、6-7か月児健康診査・9-10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等）を継続して実施します。
			60 ● 巡回相談事業・保育所等訪問支援事業の充実	子育て支援機関（公立民間保育園及び認証保育所、公立私立幼稚園、学童クラブ）において、発達の遅れや社会集団行動が気になる子どもに対し、臨床心理士等が保育士、教諭、関係職員へ助言・指導し、またその保護者へ必要な相談支援を行います。また、保育所等訪問支援事業は、児童福祉法に基づくサービスで、保護者の依頼により、障害のある子どもが、教育の現場や子育ての現場等での集団生活に適応できるよう専門的な支援等を行う事業です。保育所等訪問支援事業を行う事業者の確保に努めます。
			61 ● 相談支援事業（再掲）	障害のある人及び子どもが地域生活を継続できるよう、福祉に関する様々な問題について、相談に応じ必要な情報提供及び助言、福祉サービスの利用支援等を行います。自立支援協議会等の検討を経て必要な相談支援事業の充実を図ります。
		2 障害のある子どもの青年期へ向けた支援	62 ● 放課後等デイサービスの充実	児童福祉法に基づき障害のある子どもを対象とする放課後等デイサービスは、平成30年1月現在、市内に15か所あります。障害のある子どもの放課後や長期休暇中に充実した時間を持てるよう、事業所の確保を行います。また、重症心身障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもが利用できる事業所の確保についても努めます。
			63 ● 専門指導事業	発達に障害のある子どもに対し臨床心理士による相談支援体制に加え、医師との連携による言語指導・身体活動指導を実施しています。また、対人関係やコミュニケーション、集団行動などにおける「つまづき」を抱える中学・高校生へのスキルトレーニング等も実施しています。
	2 福祉と教育が一体となり、切れ目のない支援を推進する	1 【重点施策】 「エール」発達・教育支援センターを中心とした発達支援と教育支援の推進	64 ● 個別の支援計画（かしのきシート）活用支援	エール（日野市発達・教育支援センター）を中心に、福祉と教育が一体となって、幼児期から学校卒業後まで子どもの支援情報を切れ目なくつなぐ「かしのきシート」を活用した切れ目のない相談・支援体制を市全体で構築します。また、学校卒業後も「かしのきシート」が活用されるように支援を行います。
			65 ● 特別支援教育の推進	4次日野市特別支援教育推進計画に基づき、幼児・児童・生徒一人ひとりの能力を伸長するため、学校・家庭・地域及び関係機関との連携のもとに、幼児期から学校卒業までを見通した多様な特別支援教育を展開します。
			66 ● 発達・教育支援センター機能の充実	エール（日野市発達・教育支援センター）では、0歳から18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちに不安のある保護者等に対し、保健師や臨床心理士、特別支援教育総合コーディネーターや就学相談員、言語聴覚士や作業療法士、スクールソーシャルワーカー等の専門職により、福祉分野と教育分野が一体となって切れ目のない、総合的な相談、支援事業をおこなっています。
		2 子どもの共育の場の拡充	67 ● 保育園・幼稚園・学童クラブの受け入れ態勢の充実	保育園・幼稚園及び学童クラブにおいて、障害のあるなしにかかわらず、ともに育ち、ともに学ぶことにより、互いの理解を深めます。
			68 ● 副籍制度・交流・共同学習の推進	子どもがともに学び、育つことができる共生社会を実現するため、子どもに共生社会の理解・啓発を進め、交流及び共同学習の推進、副籍制度の推進、特別支援学校との連携等を行います。
	3 障害のある人の子育てを支援する	1 障害のある人の子育てを支援する	69 ○ 個別相談の充実	妊娠が分かった時から、不安を解消し、安心して出産・子育てができるよう保健師等による個別の相談支援を行います。
			70 ● 相談支援事業（再掲）	障害のある人及び子どもが地域生活を継続できるよう、福祉に関する様々な問題について、相談に応じ必要な情報提供及び助言、福祉サービスの利用支援等を行います。自立支援協議会等の検討を経て必要な相談支援事業の充実を図ります。
			71 ● 障害福祉サービス等利用支援	障害のある人が、障害福祉サービス、子育て支援その他のサービス等を利用し、安心して子育てができるように個別のニーズに寄りそった支援を行います。
			72 ● 身体・知的障害者相談員体制、ピアサポート体制の充実	障害のある人が、楽しみ、安心して子育てができるよう、情報や悩みを共有できる場をつくります。また、悩みをその人自身で克服できるよう、同じ悩みや障害のある人による相談体制の充実を図ります。
4 地域で活躍する	1 地域とつながり支え合う場をつくる	1 コミュニティの中で活躍できる場づくり	73 ○ 共生型事業拠点整備の検討	障害のある人が、障害の重さに関らず地域の中で支え手として活躍できるしくみや場づくりについて検討し実施します。
			74 ● 地域自立支援協議会 就労支援部会の運営	地域自立支援協議会 就労支援部会において、障害のある人の就労等に関する施策や体制づくりについて検討します。検討事項については、地域自立支援協議会への報告及び障害のある人の就労を支援する施策等へ反映します。
	2 就労に向けた支援体制を充実する	1 【重点施策】 一人ひとりの「しごと」と「暮らし」を一体的に支える	75 ○ 地域企業への理解促進と業務のアウトソーシング	商工会等と連携し地域企業に対して、障害者・障害理解を深める啓発を行うとともに、市の事務・事業のアウトソーシング等を行い障害のある人の身近な地域での就労につながるよう努めます。
			76 ● 庁内業務委託事業の充実	障害者就労施設で働く障害のある人の工賃アップに資するため、市役所の事務・事業に伴う封入・封緘等の軽作業について、市内の障害者就労施設に依頼しています。各部署に周知し、依頼する軽作業の充実を図ります。
			77 ● 障害者生活・就労支援事業の充実	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者生活・就労支援事業「くらしごと」の充実を行います。
			78 ● 障害者雇用促進事業の継続	常用労働者50人未満（平成30年4月より45.5人未満）であって、障害者の雇用の促進に関する法律に定める特例子会社、特例関係会社として認定されていない事業者に対し、援助金を支給し障害者の就労を促進します。
		2 就労へのチャレンジ支援	79 ● チャレンジ支援事業「とれ・わーく」	企業等への就労を希望する障害のある人に対し、障害者生活・就労支援事業「くらしごと」や就労移行支援事業所等と連携し、企業就労に向けて、期間を定め訓練及び評価を行い、連携機関の就労支援につなげます。また、障害就労施設等利用者の新たな可能性を見出し、企業等への就労意欲が醸成されるような体験の場づくりを行います。
			80 ● 地域自立支援協議会 就労支援部会の運営（再掲）	地域自立支援協議会 就労支援部会において、障害のある人の就労等に関する施策や体制づくりについて検討します。検討事項については、地域自立支援協議会への報告及び障害のある人の就労を支援する施策等へ反映します。
			81 ● 障害者就労フェスタの実施	障害者雇用について各機関が連携し、障害者雇用を一層前進ことを目的として、障害者生活・就労支援事業「くらしごと」の一部として、年に1回開催します。
	3 仕事を通して地域貢献できる仕組みをつくる	1 地域の活性化につながる仕事を通じた社会貢献	82 ● 日野わーく・わーくの充実	日野市内の障害者就労施設等が連携し、自主生産品等の展示・販売を豊田駅前北口ショップを活用し行っています。地域の農家や地元企業と連携した商品の開発、情報発信やイベント等を行い地域の活性化につなげます。
	4 障害者優先調達を推進する	1 障害者優先調達の推進	83 ● 障害者優先調達の普及・啓発	障害者就労施設で就労する障害のある人の自立を促進するため、障害者就労施設等が供給する物品および役務の需要を増進するため、市の全ての所属に対し、障害者優先調達推進法について普及・啓発を行います。また、障害者就労施設等が供給できる物品・役務について周知します。
			84 ● 障害者優先調達の推進	障害のある人の経済的自立を促進に向けて、障害者優先調達推進法の規定により毎年度作成する調達方針に基づき、市内障害者就労施設等が供給できる物品について、障害者就労支援施設等からの調達に努めます。



基本目標		施策項目	施策	事業	事業内容
5	つながり・支える	1 切れ目のない相談支援を充実する	1 関係機関のネットワークによる個別支援の推進	85 ● 相談支援事業の拡充	障害のある人及びその家族の抱える困りごとが複合的になっています。地域自立支援協議会において、市内の相談支援体制の整備状況をやニースを助案し、相談支援事業の拡充について検討して取り組みます。
				86 ● 個別の支援計画（かしのきシート）活用支援（再掲）	エール（日野市発達・教育支援センター）を中心に、福祉と教育が一体となって、幼児期から学校卒業後まで子どもの支援情報を切れ目なくつなぐ「かしのきシート」を活用した切れ目のない相談・支援体制を市全体で構築します。また、学校卒業後も「かしのきシート」が活用されるように支援を行います。
			2 【重点施策】 初期相談からワンストップ型の相談支援ができる体制づくり	87 ○ 基幹相談支援センター設置の検討	市内の各相談支援機関が障害のある人の困りごとに対し、ワンストップ型の相談支援を行うために必要な相談支援の中核機関として、基幹相談支援センターの設置を検討します。
				88 ○ 精神障害者にも対応する地域包括ケアシステムの検討・構築	地域の保健、医療、介護等福祉関係者、ピアサポーター、地域の支援者等による協議を積み重ね、重層的な支援を必要とする障害のある人及び子どもに対応することができる地域包括ケアシステムの構築を行います。
				89 ● 情報の収集と提供	市内の各相談支援機関が障害のある人の困りごとに対応するために必要な情報を収集し提供します。
				90 ● 地域自立支援協議会 相談支援部会の機能強化	相談機関等により構成される、地域自立支援協議会（障害者総合支援法に基づき設置）の相談支援部会において、障害のある人の人権と権利を守るための啓発と体制の充実に向けた検討を行い実施・整備をします。また、相談支援部会の構成・役割等の見直しによる機能の強化を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援者等による協議の場の設置・運営を行います。
	2 福祉人材を育成し、定着を支援する	1 福祉人材の確保と育成		91 ○ 施設職員のスキルアップ支援	障害福祉サービス事業などを行っている事業所が事業所職員に対しスキルアップのための研修、資格取得のための支援ができるよう検討し実施します。
				92 ○ 福祉・介護人材確保事業・啓発事業	国や都に対し福祉人材の育成を要望してまいります。また、市としても福祉人材の確保に向けて関係機関と連携し取り組みます。
				93 ● 児童・生徒の職場学習の充実	児童・生徒に対し、福祉に関する仕事の大切さと魅力を伝え、興味・関心を持ってもらうことにより、福祉の仕事に参加しやすい環境づくりを行います。
				94 ● 学生・社会人の実習・体験の充実	障害福祉サービス等福祉の仕事について、実習・体験の機会を増やし、福祉に関する仕事の大切さと魅力を伝え、就職先として選ばれる環境づくりを行います。
	3 社会復帰等に向けた取組みを推進する	1 心の健康づくり		95 ○ 専門職の増員による支援体制の強化	保健師等を増員し、精神障害のある人に対する相談支援の充実を図ります。
				96 ○ アウトリーチ支援事業	未治療や医療中断などのため、地域社会での生活に困難をきたしている精神障害のある人に対し、医療等の専門職チームが訪問型の支援を行い、その後の地域定着に向けた支援を継続的かつ計画的に行うための体制整備を行います。
				97 ● 精神障害者デイサービス事業	通いやすい場所で、グループワーカー、保健師、ケースワーカーのコーディネートによる、話合い、創作活動、スポーツ、調理実習、レクリエーション等を通して、集団生活指導を実施し、社会参加、社会復帰等の支援を行います。
	4 地域生活への移行を支援する	1 地域生活移行等への支援		98 ○ 地域生活拠点の検討	施設や病院等から地域生活への移行や親元からの自立を希望する障害のある人に対する相談と一人暮らしやグループホーム等の入居体験の機会の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保等に資する地域生活拠点の整備に向けた検討を行い取り組みます。
				99 ○ 専門職による地域移行に向けたコーディネート	人材を確保し、施設や病院等から地域生活への移行や親元からの自立を希望する障害のある人の地域移行に向け、必要な障害福祉サービス等の利用や環境づくり等の調整を行います。
				100 ● 地域移行支援のための相談支援	施設や病院等から地域生活への移行や親元からの自立を希望する障害のある人が安心して地域移行ができるよう、体験の場の確保、地域移行支援・地域定着支援等を行う事業所の確保に努めます。

